

## 12 ビジネス関係者の一時的な入国

武川丈士 \*

### I. 概要 #

#### 1. 第 12 章本則

##### A) 適用範囲 (12.2 条)

本章の適用範囲は、各締約国の「ビジネス関係者」の他の締約国の領域への「一時的な入国」に影響を及ぼす措置について適用される。ここでいう「ビジネス関係者」とは「物品の貿易、サービスの提供又は投資活動の遂行に従事する次の自然人」と定義されており、「一時的な入国」とは「永続的に居住することを意図しない締約国のビジネス関係者による他の締約国の領域への入国」と定義されている (12.1 条)。上記からも明らかであるが、本章の規定は他の締約国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、国籍、居住又は雇用に関する措置については適用しない旨が明確に規定されており (12.2 条 2)、いわゆる雇用政策や移民政策を対象とするものではない\*。

##### B) 手続きの透明性の確保 (12.3 条、12.6 条)

各締約国は出入国管理に関する文書 (例えばビザ) について不備の無い申請を受領した場合にはできる限り速やかに当該申請に関する決定を行うなど、申請手続きについて迅速性・妥当性を確保すべき締約国の義務が規定されている (12.3 条)。また、ビジネス関係者の一時的な入国の最新の要件や標準的な処理期間を速やかに公表する旨が規定されている (12.6 条)。このようにビジネス関係者の一時的な入国に関する手続きの透明性を確保することが志向されている。

##### C) 一時的な入国の許可 (12.4 条)

各締約国はビジネス関係者の一時的な入国について自国が行う約束を附属書に記載し (附属書については後述する。)、その内容に従って一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可しなければならない (12.4 条 1 及び 2)。但し、締約国が本章の規定に従って他の締約国のビジネス関係者に対して一時的な入国を許可したからといって、当該活動に適用される免許要件又はその他の要件 (強制的な行動規範を含む。) を満たすことを免除するものと解してはならない旨が規定されている (12.4 条 3) \*。また、労働争議の解決等に悪影響

\* むかわ たけし/弁護士・森・濱田松本法律事務所

# \* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

を与える場合には出入国管理に関する文書（ビザ等）の発給を拒否することができる（12.4条4項）。

#### D) 他の章との関係（12.9条）

本章、第1章（冒頭の規定及び一般的定義）、第27章（運用及び制度に関する規定）、第28章（紛争解決）、第30章（最終規定）、第26・2条（公表）及び第26・5五条（情報の提供）の規定を除き、本協定のいかなる規定も、締約国に対し、その出入国管理に関する措置について義務を課するものではない\*。

#### E) 紛争解決（12.10条）

一時的な入国の拒否については本協定28章の規定による紛争解決を求めることはできない。但し、一時的な入国が拒否された事案に一定の類型がある場合で、かつ利用可能な行政上の救済措置を尽くした場合には例外的に紛争解決を求めることができる。

## 2. 附属書 12A

### A) 総説

附属書12Aにおいて各締約国はビジネス関係者の一時的な入国について自国が行う約束を記載している。内容は多岐にわたるが、基本的には「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」、「投資家」、「資格を有する自由職業家」（弁護士や公認会計士など）、「独立の自由職業家」（その他の専門家）、「契約に基づくサービス提供者」及び「技術者」並びにこれらの者の配偶者・扶養家族といった類型毎に約束が記載されている。なお、ビジネス関係者の類型は各国毎に定義・要件が異なっていることに注意が必要である\*。

### B) 各国の約束

附属書の内容は多岐にわたるが、一般に関心が高いと思われる企業内転勤者の扱いと各国約束のサービスの貿易に関する一般協定（GATS）又は既に日本と締結しているEPAにおける約束からの改善点（すなわち日本から見た改善点）のうち主要なものを以下に列挙した。

国名	企業内転勤者の扱い	主な改善点
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取締役・幹部クラスについては4年（更新可）</li> <li>■ 一定の要件を満たす専門家については2年（更新可）</li> <li>■ 配偶者及び扶養家族につ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短期の商用訪問者について新たなカテゴリー（機械設備設置サービス提供者）を追加（滞在期間3か月まで）</li> </ul>

	<p>いても同期間の滞在を認める</p>	
ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営者、幹部又は専門家について3年間（最長5年まで更新可）</li> <li>■ 配偶者及び扶養家族についても同期間の滞在を認める（一定条件の下で一定期間の就労を認める）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短期の商用訪問者に対する滞在の許可（3か月まで。最長12か月まで更新可）</li> <li>■ 企業内転勤者の配偶者及び扶養家族への滞在資格付与</li> <li>■ 自由職業家（エネルギー関連の専門家など）及び配偶者・扶養家族への滞在資格付与</li> </ul>
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幹部、経営者、専門家及び能力習得中の管理職見習い（management trainee on professional development）.について3年間（更新可）</li> <li>■ 配偶者についても同期間の滞在を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短期の商用訪問者について研究、流通などの活動を追加</li> <li>■ 企業内転勤者について能力習得中の管理職見習い（management trainee on professional development）の categories を新設</li> <li>■ 企業内転勤者の配偶者への在留期間付与</li> <li>■ 自由職業家及び技術者について在留期間を90日から1年に延長。同行する配偶者の滞在資格付与</li> </ul>
チリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幹部、経営者、専門家及び能力習得中の管理職見習い（management trainee on professional development）.について1年間（更新可）</li> <li>■ 配偶者、親及び子についても同期間の滞在を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業内転勤者に同行する配偶者、親及び子への滞在資格付与</li> <li>■ 独立の自由職業家及び技術者に同行する配偶者、親及び子への滞在資格付与</li> <li>■ 契約に基づくサービス提供者に同行する配偶者、親及び子への滞在資格付与</li> </ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上級管理職及び専門家について2年間（上級管理職は最大10年、専門家は5年まで更新可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短期の商用訪問者について新たなカテゴリー（機械設備設置サービス提供者）を追加（滞在期間6か月まで）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 配偶者及び子についても同期間の滞在を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業内転勤者に同行する配偶者及び子への滞在資格付与</li> </ul>
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営者、管理者及び専門家について1年間(最大4年まで更新可)</li> <li>■ 配偶者についても同期間の滞在を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 短期の商用訪問者について新たなカテゴリー(アフターセール、アフターリース、機械設備の販売、会社の経営・幹部としての任務遂行など)を追加(滞在期間180日まで)</li> </ul>
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営者、管理者及び専門家について3年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高度な技術的・専門的技能を有する自営のビジネス関係者について12か月間の滞在を認める</li> </ul>
ペルー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営者、管理者及び専門家について1年間(更新可)</li> <li>■ 配偶者についてもペルーの法規に従った滞在を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 技術者として滞在資格を得ることができる職種を多数追加(配管工、土地測量技師など)(滞在期間1年まで。更新可)</li> </ul>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 約束なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 改善点なし</li> </ul>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営者、管理者及び専門家について3年間(更新可)</li> <li>■ 配偶者及び扶養家族についても同期間の滞在を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業内転勤者に同行する配偶者及び扶養家族への滞在資格付与</li> <li>■ 短期の商用訪問者について滞在資格を90日から6か月に延長した</li> <li>■ 契約に基づくサービス提供者について滞在資格を90日から6か月に延長のうえ、同行する配偶者及び扶養家族に滞在資格を認めた</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 約束なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— (附属書自体存在しない)</li> </ul>

3. 環太平洋パートナーシップ協定第 12.4 条(一時的な入国の許可)の規定に基づく一時的な入国の許可を日本国が拒否することについてアメリカ合衆国が同協定第 28 章(紛争解決)の規定を利用することを差し控えることに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文\*

日米両政府は 2016 年 2 月 4 日付で本章の 12.4 条（一時的な入国の許可）についての合意を証する文書を取り交わしている（交換公文）。かかる交換公文は日米両政府の合意を構成する。書簡によれば、アメリカがかかる約束を行うまでの間は、12.10 条 1 に関わらず、アメリカは日本に対して本協定 28 章の紛争解決を求めることを差し控える。

## II. 解説・コメント

### 《既存制度との比較》

**GATS との比較**：本章が対象としているビジネス関係者の一時的な入国は、[GATS](#) が定義するサービス貿易の一態様、「いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの」（いわゆる第 4 モード）と一部重なる部分がある。しかし、本章が対象としている企業内転勤者の扱いなどは、現地拠点を通じたサービス提供（いわゆる第 3 モード）を補完するものとして位置付けられるなど、本章の対象はより広がりをもっていると言える。また、約束内容という観点で見た場合にも、本章はビザ申請手続きのあり方といったビジネス関係者の移動という側面により具体的に着目した内容となっている。

**他の FTA/EPA 等との比較**：ビジネス関係者の一時的な入国又はこれに類似する内容を有する FTA/EPA 等との比較という観点で見た場合には、基本的には本章の本体の規定については、体裁の違いこそあれ他の FTA/EPA 等と比較して大きな違いは見受けられないように思われる。

本章の特徴は附属書において約束された内容にあるように思われる。各国がこれまでに締結した FTA/EPA 等は膨大な数に上るため、本章（及び附属書）における約束内容の特徴を一言で要約することは困難である。しかし、敢えて試みるとすれば、2 点を指摘することができる。まず、①これまでの FTA/EPA 等におけるビジネス関係者の移動の扱いは、当然のことながら各国又は各地域の個別の実情（先進国か新興国かといった事情、国内労働市場の状況など）を反映して作成されたものである。TPP は先進国から新興国までは包括的に含む合意であり、その地域も環太平洋とiiいうくくりはあるものの多岐にわたることから、約束内容が包括的である（逆にいえば、その国ならではの個性はあまり感じられない）という印象がある。また、②約束内容全般としては、全般的な改善が図られているという印象はある。

この点を [日・ベトナム経済連携協定](#)（以下「日越 EPA」という。）を例にとって見てみたい。まず、日越 EPA における日本の約束と TPP における日本の約束を比較してみると、「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」、「資格を有する自由職業家」、「独立の自由職業家」は TPP・日越 EPA とともに約束されている。これに対して、「投資家」、「契約に基づくサービ

ス提供者」及び「同行する配偶者及び子」については TPP では取り上げられているが日越 EPA では取り上げられていない。逆に、「看護業務に従事する者」は日越 EPA では取り上げられているが、TPP では取り上げ得られていない。日越 EPA ではベトナムの「投資家」に対するビザの交付といった点は交渉対象とならなかったと考えられるが TPP では約束対象となっている点、日越 EPA では対象となっていてベトナムの「看護業務に従事する者」が TPP では取り上げられていない点に TPP の包括性や個性の薄さといった点が現れている。また、企業内転勤者や資格を有する自由職業家については、日越 EPA では在留期間が 3 年とされていたが、本章の附属書では 5 年となっており、約束内容として強化されていると言える。

総括：上記のとおり本章及び附属書の約束内容は既存制度との比較という視点でみた場合には、より包括的であり、かつ、約束内容が強化されていることは間違いない。しかし、大幅な変化をもたらしたものとまでは言えないように思われ、基本的には既存制度の延長上にあるとの評価が可能であるように思われる。

《適用範囲》 TPP における人の移動については、単純労働者の受け入れにつながるのではないかと、といった批判がなされることがあった。しかし、定義（12.1 条）及び適用範囲（12.2 条）に明確に規定されているとおり、本章の規定はいわゆる単純労働者の移動や移民に相当するものではなく、ビジネスマンの出張や海外赴任などに関する手続等を容易にすること等を主眼としている。

《一時的な入国の許可》 TPP に対しては、他国の質の悪い専門家（例えば他国で資格を有する医師等）が流入するのではないかとといった批判がなされることもあった。しかし、12.4 条 3 で明確に規定されているとおり、本章には他の締約国における専門家資格（例えば医師資格や弁護士資格）を別の締約国において承認するよう求める規定は存在せず、あくまでも一時的な入国及び滞在に関する手続きを透明化・簡素化することを目的としている。また、弁護士倫理等の強制的な行動規範についても各締約国の規制が適用されることが明確化されている。

《他の章との関係》 一部の例外を除き、他の章の規定は本章の規定する出入国管理に影響を及ぼさない。例えば、本章と近接する領域として第 10 章「国境を越えるサービスの貿易」とりわけ、「締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供」（いわゆるサービス貿易の第 4 モード）がある。締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供を行うためには、サービスを提供する者がサービス提供地たる国に入国することが不可欠である。しかし、本条に規定されているとおり、出入国管理に関する措置については本章等で明確な規定がなければ締約国は義務を負わない。したがって、例えば、

10.4 条に規定される最恵国待遇の規定などが出入国管理などに及ぶわけではない。

《附属書》 附属書の内容は多岐にわたるが、企業活動との関係で特に注目されるポイントとしては、企業内転勤者の扱いや配偶者の扱いがあげられる。企業内転勤者のうち企業の現地拠点の代表者・役員クラスの者や専門的な知識・技能を有する者については、既に現行制度の下でも実務上は大きな支障は生じていない。現状における企業のニーズとして、工場や現場における暗黙知を有するような者（必ずしも工場長といった役員クラスの者ではなく、かつ、明確な専門的技能・資格・学歴等を有しているとも限らない。）を企業展開に応じて迅速に配置したいというものがある。附属書で約束された企業内転勤者の定義は必ずしもこうした者を含むとは限らず、今後の課題として残っていると見えよう。また、企業内転勤者についてはその家族（配偶者、子及びその他の扶養家族）についての入国・滞在が許可されることも非常に重要であるが、そうした点については一定の改善が図られている。例えば、チリ・ブルネイ・ペルー・ベトナム・マレーシア・カナダなど、いわゆる新興国を中心に、企業内転勤者の家族に対する措置の緩和が図られている。但し、これらの措置をみると、配偶者のみを対象とするか子も含むか、さらにはその他の扶養家族を含むのか、配偶者の就労を認めるのかといった点において様々なバリエーションがあることに留意が必要である。

TPP による改善点という観点から附属書を見ると、米国・シンガポールといった従前から積極的な移民政策を採用している国については TPP による特段の改善点は見られない。これに対して、チリ・ブルネイ・ベトナムといった新興国を中心に TPP による改善点が多くみられるという傾向を見出すことができる。

《日米交換公文》<sup>1</sup> 上記 I. 2. B)のとおり、アメリカはビジネス関係者の一時的な入国について特に約束を行っていない。そのため、日本が 12.4 条の約束の履行をしなかったとしても、アメリカが自国についての約束を行うまでの間は、公平の観点からこれが法的に問題視されないことを意味する。したがって、日米間において本章の内容が十全に機能するのはアメリカが自国についての約束を行う時点ということになる。

なお、日米交換公文が必要となった背景は以下のとおりである。まず、オーストラリア・カナダ・チリ・メキシコ・ニュージーランド・ペルー・ベトナムの 7 か国は、本章の約束を記載した附属書 12A において相互主義、すなわち同様のカテゴリーの約束を行った国に対してのみ約束を適用することを規定している（本章には最恵国待遇の規律が存在せず、かつ、最恵国待遇を定めた他章の規定も本章には適用されないため、このような相互趣旨を取ることも許される。上記の《他の章との関係》を参照。）。そのため、ビジネス関係者の一時的な入国について特に約束を行っていないアメリカに対しては、これらの 7 か国は

<sup>1</sup> 関連する附属書の解釈については、外務省経済局サービス貿易室へのヒアリングによる。

附属書 12A 所定の義務を負わない。これに対して日本は附属書 12A において全ての締約国に対して附属書 12A 所定の義務を負うことを規定している (同 2 項)。このため、日本はアメリカに対しても附属書 12A の義務を負うために、上記のとおり公平の観点から公文が交換されたものである。なお、ブルネイ・マレーシア・シンガポールについては、相互主義が確保されず、片務的にアメリカに利益均霑の義務を負うが、そのようになった背景については承知していない。

### III. 備考および更新情報

ver.2 : I. の見出しを一部修正のうえ、I. 3 及び II. に日米書簡に関する記述を追加した。

ver.3 : I. 1. D) 及び II. に「他の章との関係 (12.9 条)」に関する記述を追加のうえ、II. 日米書簡に関する記述に更なる説明を追加した。